

地域密着型金融の取り組み

1 経営改善支援の取り組み実績

当金庫では、経営不振に陥っている取引先企業に対して、経営改善計画策定のための支援及び経営改善実行のための助言及び進捗管理を行うことにより、取引先企業の業績向上、経営安定化及び事業継続に資することなどのコンサルティング機能強化を目的として、経営改善支援取扱規程を策定・施行しております。同支援規程では、支援企業の選定基準、経営改善への取組方法及びモニタリングの方法などを規定しているほか、著しく経営改善状況が芳しくない取引先については常務会へ報告することとしております。

2024年度においても43先を選定し、「経営改善計画のモニタリング報告書」等により、計画の進捗状況や今後の支援状況等を、営業店および本部担当部署が一体となって管理しております。

2024年度の中小企業に対する経営改善支援の取組み実績は、下表のとおりとなっております。

【2024年4月～2025年3月】							(単位：先数)		
		期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先 α	αのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先 β	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先 γ	αのうち再生 計画を策定し た先 υ	経営改善支援 取組率	ランクアップ率	再生計画策定率
正 常 先 ①		1,052	1	—	—	—	0.1%	—	—
その他要注意先 ②		448	18	—	16	12	4.0%	—	66.7%
要 管 理 先 ③		1	—	—	—	—	—	—	—
破綻懸念先 ④		150	24	—	24	17	16.0%	—	70.8%
実質破綻先 ⑤		35	—	—	—	—	—	—	—
破 綻 先 ⑥		5	—	—	—	—	—	—	—
小 計 ②～⑥		639	42	—	40	29	6.6%	—	69.0%
合 計		1,691	43	—	40	29	2.5%	—	67.4%

- 注) ● 期初債務者数及び債務者区分は2024年4月初時点で整理しております。
● 債務者数、経営改善支援取組先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
● βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めません。
● 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めます。
● 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
● 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めません。
● γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
● みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
● 「再生計画を策定した先数」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

2 地域密着型金融推進事項

(1) 本業支援

ビジネスマッチング等への参加

ア. 2024年7月11日、秋田テルサにて開催された「県産食材マッチング商談会」（主催：秋田県）には、当金庫取引先16社が参加しました。

イ. 2024年11月14日開催（会場：夢メッセみやぎ）の「ビジネスマッチ東北2024」には、当金庫取引先15社（リアル出展14社、WEB出展のみ1社）が参加し、取引先のうち7社がバイヤー14社と商談等を行いました。



ウ. 2024年12月3日、4日開催（会場：東京ビックサイト）の「2024よい仕事おこしフェア」には、当金庫取引先2社が出展企業として参加し、当金庫職員もサポートしました。

(2) 経営改善支援

① 「あきしん経営塾」の開催

若手経営者および企業後継者の自己啓発を支援し、取引企業の発展に寄与すること等を目的として、2006年6月から開講している「あきしん経営塾」に2024年度は、17名が受講しました。また、後継経営者と共に学び、地域経済の発展に貢献することを目的として、当金庫職員も2名が参加しております。



② 取引先企業の本部ヒアリング

資金繰りや業況の把握及び経営指導を目的に1996年度より、取引先企業の代表者および経理担当の方々と当金庫融資部・営業店役職員が面談し、経営全般についてのヒアリングを実施しております。2024年度は7社に対して実施しました。

定期的ヒアリングの実施によりヒアリング先企業では自社の資金繰り管理や業況管理を綿密に行うようになるほか、経営者の経営改善に対する意識改革にもつながってきております。

③ 外部専門家の活用

ア. 秋田県よろず支援拠点出張相談会

本相談会は、よろず支援拠点のコーディネーターが当金庫の営業店に出向き取引先の相談を受けるもので、相談内容は販路拡大・原価管理・補助金申請・経営改善全般等、中小企業や個人事業の経営者が抱える経営上のあらゆる相談に応じています。

2024年度の相談者数は21先となりました。

イ. 秋田県事業承継・引継ぎ支援センター

取引先企業の事業承継支援を同センターと連携しており、2024年度は、事業承継診断シートを活用した相談が29先、事業引継ぎ計画の策定が1先ありました。

④ 秋田県中小企業支援ネットワーク会議へ参加

2012年4月に各関係省庁（内閣府・金融庁・中小企業庁）より示された、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」における『各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、金融機関、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築』を踏まえ、秋田県においても、秋田県信用保証協会が中心となり「中小企業支援ネットワーク会議」を開催、「集中支援ワーキンググループ（以下WGという）」「事業承継WG」「情報化推進WG」と三つのWGを強化しており、2024年度当金庫は、各WG会議へ、延べ6回出席しました。

(3) 創業支援

① 「あきしん創業ローン」等創業融資による支援

2015年7月より、地域の開業率向上および雇用創出を目的に、秋田県信用保証協会および日本政策金融公庫と連携し、「あきしん創業ローン」を発売しました。2024年度「あきしん創業ローン」を含む創業融資の実行は、54件の239,930千円となりました。

② 「秋田まちづくりファンド」による創業支援

「秋田市の中心市街地を含む秋田駅から山王地区および土崎地区」における空き家・空き店舗・空きビル等のリノベーション等を行い、店舗・オフィス・宿泊施設等を整備・運営する事業に対し投資を行い、対象エリアの価値向上を図るなど、地域の課題解決を目的として、当金庫と一般財団法人民間都市開発推進機構の共同出資により、2021年2月26日に標記ファンドを設立しました。

2024年度は、2024年12月に2日間にわたり同ファンドの個別相談会を実施し2組が参加しました。

また、既存投資先3社に対しモニタリングをそれぞれ2回ずつ実施しております。

3 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2024年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は479件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は49.2%、保証契約を解除した件数は1件となりました。

経営者保証に関する取組方針

2023年4月

秋田信用金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ▶お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

▶上記の検討を行った結果、経営者保証を求める事がやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得る事を目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

▶経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ▶お客さまから既存の保証の変更・解除等の申し入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

▶事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めない事とし、例外的に二重に保証を求める事が必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

▶お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

金融仲介機能のベンチマーク

金融仲介機能の質を一層高めていくため、金融機関自身の取り組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価するための指標として、2016年9月に金融庁が「金融仲介機能のベンチマーク」（以下、「ベンチマーク」という。）を策定・公表しております。

当金庫では、金融庁から公表された共通5項目、選択50項目からなる55項目のベンチマークの中から選択した共通3項目、選択22項目を当金庫における経営上の重要指標と位置づけ、取り組みを強化することとしております。

1 共通ベンチマーク

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2025年3月31日
取引先企業の経営改善や成長力の強化	当金庫がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数（先数は、グループベース）、及び、同先に対する融資額の推移	メイン先数	574先
		メイン先の融資残高	188億円
		売上または就業者数が増加するなど経営指標等が改善した先数	359先
		経営指標等が改善した先の融資残高	124億円
取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上	当金庫が関与した創業、第二創業の件数	創業件数	54件
担保・保証依存の融資姿勢からの転換	当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合（先数単体ベース）	「事業性評価に基づく融資」 ^(※) を行っている与信先数	945先
		上記計数の全与信先数に占める割合	56.6%
		「事業性評価に基づく融資」 ^(※) を行っている与信先の融資残高	380億円
		上記計数の全与信先の融資残高に占める割合	75.1%

(※) 事業性評価に基づく融資

企業の財務分析、将来キャッシュフロー及び資金繰り状況の推計等による定量的評価のみに依存することなく、企業への訪問やヒアリングにより事業の独自性・創造性・将来性、地域社会における事業継続の必要性及び経営者の事業運営に対する意欲・創意工夫等の定性面をも踏まえて事業内容を評価するとともに、担保・保証に必要以上に依存しない融資をいいます。

2 選択ベンチマーク

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2025年3月31日		
地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション	全取引先数の推移	全取引先数	2025/3	2024/3	2023/3
			1,671先	1,691先	1,667先
	メイン取引(融資残高1位)先数の推移、及び全取引先数に占める割合（先数単体ベース）	メイン取引(融資残高1位)先数の推移	506先	555先	711先
		全取引先数に占める割合	30.3%	32.8%	42.7%

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2025年3月31日		
事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資	事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数、及び、左記のうち、労働生産性向上のための対話を行っている取引先数	事業性評価の結果を示して対話を行っている取引先数	945先		
	地元の中小企業と信先のうち、無担保与信先数、及び、無担保融資額の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業融資における無担保融資先数（先数単体ベース）、及び無担保融資額の割合	地元中小与信先数①	無担保融資先数②	②／①
			1,641先	1,497先	91.2%
			地元中小向け融資残高③	無担保融資残高④	④／③
			344億円	262億円	76.2%
	地元の中小企業と信先のうち、根抵当権を設定していない与信先の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業と信先のうち、根抵当権を設定していない与信先の割合	地元中小与信先数①	根抵当未設定先数②	②／①
			1,641先	1,588	96.8%
	地元の中小企業と信先のうち、無保証のメイン取引先の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業と信先のうち、無保証のメイン取引先数の割合	地元中小与信先数①	無保証メイン先数②	②／①
			1,641先	326先	19.9%
	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合	中小向け融資残高①	保証協会付融資残高②	100%保証付融資残高③
			344億円	136億円	0円
	経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合	「経営者保証に関するガイドライン」 ^{（注1）} の活用先数、及び、全与信先数に占める割合	全与信先数①	ガイドライン活用先数②	②／①
1,671先			479先	28.7%	
本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	本業（企業価値の向上）支援先数、及び、全取引先数に占める割合	ビジネスマッチングへの出店先や「秋田県よろず支援拠点」 ^{（注2）} 等での販路拡大の相談をした先数及び全取引先数に占める割合	全取引先数①	本業支援先数②	②／①
			1,671先	171先	10.2%
	本業支援先のうち、経営改善が見られた先数	本業支援先のうち、売上または就業者数が増加するなど経営改善がみられた先数	1先		
	ソリューション提案先数及び融資額、及び、全取引先数及び融資額に占める割合	本業支援・経営計画策定支援・創業支援・販路開拓支援・事業承継支援等ソリューション提案先数、及び、同先の全取引先数に占める割合	全取引先数①	ソリューション提案先②	②／①
			1,671先	171先	10.2%
			344億円	32億円	9.3%
	メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている先の割合	メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている先の割合	メイン先数①	経営改善先数②	②／①
			886先	43先	4.9%
	創業支援先数（支援内容別）	創業期の取引先への融資（創業計画の策定支援、信用保証付、ベンチャー企業への投資）	創業計画の策定支援	信用保証付	ベンチャー企業への投資
0先			53先	0先	

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2025年3月31日		
本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）	販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）	地元	地元外	海外
			9先	75先	0先
	ファンド（創業・事業再生・地域活性化等）の活用件数	「秋田まちづくりファンド」 （注3） の活用件数	3先		
	事業承継支援先数	事業承継支援先数	30先		
	事業再生支援先における実抜計画策定先数、及び、同計画策定先のうち未達成先の割合	事業再生支援先における「実抜計画」 （注4） 策定先数、及び同計画策定先のうち未達成先の割合	実抜計画策定先数①	未達成先数②	②／①
			12先	11先	91.7%
	事業再生支援先におけるDES・DDS・債権放棄を行った先数、及び、実施金額（債権放棄額にはサービサー等への債権譲渡における損失額を含む）	事業再生支援先における「DDS」 （注5） を行った先数、及び、実施金額	先 数		実施金額
0先			0億円		
迅速なサービスの提供等顧客ニーズに基づいたサービスの提供	運転資金に占める短期融資の割合	運転資金に占める短期融資の割合	運転資金金額①	短期融資額②	②／①
			385億円	99億円	25.7%
他の金融機関及び中小企業支援施策との連携	REVIC、中小企業活性化協議会の利用先数	「秋田県中小企業活性化協議会」 （注6） の利用先数	23先		
	取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	取引先の販路開拓等に係る「秋田県よろず支援拠点」 （注2） 等の活用先数	5先		
	取引先の本業支援に関連する他の金融機関、政府系金融機関との提携・連携先数	取引先の本業支援のため、政府系金融機関と提携・連携した先数	0先		

用語の説明

（注1）経営者保証に関するガイドライン

経営者の個人保証について、①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと、②多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることを検討すること、③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること、などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、思いきった事業展開や、早期事業再生等を応援するガイドラインです。

（注2）秋田県よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者のための経営相談所として、売上拡大、経営改善など経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。

（注3）秋田まちづくりファンド

民間まちづくりに資する事業（空き家や空き店舗等をリノベーションし、新店舗、新施設として整備運営）を対象としたもので、2021年2月に一般社団法人民間都市開発推進機構（民都機構）との共同出資により設立しました。

（注4）実抜計画

実現可能性の高い、抜本的な経営再建計画のことです。

（注5）DDS

金融機関からの既存の借入金を、返済順位の低い「劣後ローン」に転換した借入金です。資金繰りの安定や利息の軽減が図られます。

（注6）秋田県中小企業活性化協議会

中小企業者の再生支援を目的として創設された中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターが統合し、2022年4月に設置された公的な機関です。